

新旧対照表（募集要項等公表時からの修正点）

●募集要項

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
30	別紙3 リスク分担表備考	※1：事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担。詳細は「基本契約書（案）」第14条、「設計建設工事請負契約書（案）」第37条、「運営・維持管理に関する基本協定書（案）」第32条を参照のこと。	※1：事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担。詳細は「基本契約書（案）」第15条、「設計建設工事請負契約書（案）」第37条、「運営・維持管理に関する基本協定書（案）」第31条を参照のこと。
30	別紙3 リスク分担表備考	※2：一定の範囲内の物価変動は事業者負担。詳細は「設計建設工事請負契約書（案）」第32条、「運営・維持管理に関する基本協定書（案）」第27条を参照のこと。	※2：一定の範囲内の物価変動は事業者負担。詳細は「設計建設工事請負契約書（案）」第32条、「運営・維持管理に関する基本協定書（案）」第26条を参照のこと。

●要求水準書

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
19	階層・断面計画	フィルムライブラリーのフィルム倉庫は、湿気や水没を防ぐため、地上階に配置する。	フィルムライブラリーのフィルム倉庫は、地上階に配置するなど湿気や水没を防ぐ計画とする。
57	広報・宣伝活動業務	利用申込受付開始の12か月前までに、本施設のパンフレット（市の使用分1,000部に加え、竣工記念式典時の配布分を含む。）及び独自のインターネットによるホームページを作成し、その他市の広報物への情報や資料を提供するなどして、施設の広報・宣伝活動を行うこと。	事業者は、開業準備業務開始後速やかに、独自のインターネットによるホームページを作成するなどして施設の広報・宣伝活動を開始すること。また、施設利用規則の内容に関する協議が整い次第速やかに、本施設のパンフレット（市の使用分1,000部に加え、竣工記念式典時の配布分を含む。）を作成し、その他市の広報物への情報や資料を提供するなどして、施設の広報・宣伝活動を行うこと。
86	基本的事項	<p>■その他の事業を行う場合</p> $\text{貸付料（1月あたり）} = \text{平米単価（円）} \times \text{貸付面積（㎡）}$ <p>事業者もしくは構成企業は本施設の一部を、定期建物賃貸借契約もしくは事業用定期借地権契約に基づき市より借り受け、業務を実施する。なお、平米単価については、事業者提案後、市と協議の上決定する。</p>	<p>■その他の事業を行う場合</p> $\text{貸付料（1月あたり）} = \text{平米単価（円）} \times \text{貸付面積（㎡）}$ <p>事業者は本施設の一部を、定期建物賃貸借契約もしくは事業用定期借地権契約に基づき市より借り受け、業務を実施する。なお、平米単価については、事業者提案後、市と協議の上決定する。</p>

●審査基準書

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
6	別紙 加点審査の評価項目及び配点 設計・建設業務に関する事項	(3)環境配慮計画 ・ライフサイクルコストの低減にあたって優れた提案がなされているか。	(3)環境配慮計画 ・ライフサイクルCO2の低減にあたって優れた提案がなされているか。

●様式集 (Word)

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
2	2提出要領 (3)参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類	部数：1部	部数：2部
15	様式3-5 応募に係る参加資格審査申請書 (設計業務に当たる者) 添付書類	業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。）	業務実績を証明できる資料（履行期間や受発注者名が確認できる契約書の写し等、業務内容や施設規模が確認できる仕様書等、確認済証の交付が確認できる資料等を含む。）
16	様式3-6 応募に係る参加資格審査申請書 (建設業務に当たる者) 添付書類	業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。）	業務実績を証明できる資料（履行期間や受発注者名が確認できる契約書の写し等、業務内容や施設規模が確認できる仕様書等、竣工引渡し済であることが確認できる資料等を含む。）
17	様式3-7 応募に係る参加資格審査申請書 (工事監理業務に当たる者) 添付書類	業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。）	業務実績を証明できる資料（履行期間や受発注者名が確認できる契約書の写し等、業務内容や施設規模が確認できる仕様書等、竣工引渡し済であることが確認できる資料等を含む。）
18	様式3-8 応募に係る参加資格審査申請書 (運営業務に当たる者) 添付書類	業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。）	業務実績を証明できる資料（履行期間や受発注者名が確認できる契約書の写し等、業務内容や施設規模が確認できる仕様書等を含む。）
19	様式3-9 応募に係る参加資格審査申請書 (維持管理業務に当たる者) 添付書類	業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。）	業務実績を証明できる資料（履行期間や受発注者名が確認できる契約書の写し等、業務内容や施設規模が確認できる仕様書等を含む。）

●様式集 (Excel)

様式	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
様式 12-3③	利用料金収入算定書	【利用料金に関する備考】 ・利用者が入場者から入場料金を領収する場合の利用料金は、入場料金の区分に応じ、以下の金額を加算する。	【利用料金に関する備考】 ・貸館利用者が入場者から入場料金を領収する場合の利用料金は、入場料金の区分に応じ、以下の金額を加算する。
様式 12-3③	利用料金収入算定書	■利用料金収入 ③附属設備	■利用料金収入 ②附属設備
様式 12-3③	利用料金収入算定書	■利用料金収入 ④備品	■利用料金収入 ③備品
様式 12-3③	利用料金収入算定書	年間合計 ⑤利用料金収入計（税抜）＝①＋②＋③＋④ ⑥消費税等相当額 ⑦利用料金収入計（税込）＝⑤＋⑥	年間合計 ④利用料金収入計（税抜）＝①＋②＋③ ⑤消費税等相当額 ⑥利用料金収入計（税込）＝④＋⑤
様式 12-3③	利用料金収入算定書	期間合計（事業期間全体） ⑧利用料金収入計（税抜）＝⑤×（事業期間に応じた月数） ⑨消費税等相当額 ⑩利用料金収入計（税込）＝⑧＋⑨	期間合計（事業期間全体） ⑦利用料金収入計（税抜）＝⑥×（事業期間に応じた月数） ⑧消費税等相当額 ⑨利用料金収入計（税込）＝⑦＋⑧
様式 13-3	維持管理費内訳書	4. 修繕費 ※修繕費については、様式12-4に記載の額の1/15を記載すること	4. 修繕費 ※修繕費については、様式13-4に記載の額の1/15を記載すること

●基本協定書（案）

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
1	前文	山形市民会館整備事業（以下「本事業」という。）に関して、山形市（以下「市」という。）と_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを構成する末尾当事者欄に記名押印する各社（以下これらを総称して「企業グループ」といい、そのうち（構成員）欄に記名押印する者を「構成員」、（協力企業）欄に記名押印する者を「協力企業」という。）は、次のとおり合意したので、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。	山形市民会館整備事業（以下「本事業」という。）に関して、山形市（以下「市」という。）と_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを構成する末尾当事者欄に記名押印する各社（以下これらを総称して「選定事業者」といい、そのうち（構成員）欄に記名押印する者を「構成員」、（協力企業）欄に記名押印する者を「協力企業」という。）は、次のとおり合意したので、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。 ※以下、「企業グループ」を「選定事業者」に修正。
2	第3条5	この場合において、該当のデフォルト事由が本事業の事業選定手続に関するものであるときは、企業グループは、市の請求に基づき、本事業の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。	この場合において、該当のデフォルト事由が本事業に関するものであるときは、選定事業者は、市の請求に基づき、本事業の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10（該当のデフォルト事由が第3条第5項第1号から第6号にあたるときは100分の20）に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。
4	第10条	(1) 企業グループのいずれかがデフォルト事由のいずれかに該当した場合	(1) 選定事業者のいずれかが本事業に関してデフォルト事由のいずれかに該当した場合
4	第10条2	前項第1号に規定する場合において、市が本協定の解除に係る違約金の支払を請求したときは、企業グループは、本事業の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。	前項第1号に規定する場合において、市が本協定の解除に係る違約金の支払を請求したときは、選定事業者は、本事業の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10（該当のデフォルト事由が第3条第5項第1号から第6号にあたるときは100分の20）に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。

●基本契約書（案）

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
3	第10条	設計・建設企業は、設計建設工事契約第39条の規定にかかわらず、設計建設工事契約第47条の規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に市民会館について要求水準書等の未達が発生した場合（設計・建設業務の契約不適合を含む。）は、当該未達状態に関して、SPCが開業準備契約及び運営・維持管理協定に基づき負担する債務について、連帯してこれを負担する。	設計・建設企業は、設計建設工事契約第39条および第47条の規定による工事目的物の引渡しを行った日から2年を経過するまでの期間中に市民会館について要求水準書等の未達が発生した場合（設計・建設業務の契約不適合を含む。）は、当該未達状態に関して、SPCが開業準備契約及び運営・維持管理協定に基づき負担する債務について、連帯してこれを負担する。
5	第17条	市は、設計・建設企業又はSPCのいずれかが基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除することができる。	市は、設計・建設企業又はSPCのいずれかが基本協定第3条第5項各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除することができる。
8	別紙1 定義集 カ-	「協力企業」とは、選定事業者のうち、SPCに出資せず、SPCから直接業務を請け負う企業で、●及び●をいう。	「協力企業」とは、選定事業者のうち、SPCに出資せず、SPCまたは設計建設共同企業体から直接業務を請け負う企業で、●及び●をいう。
8	別紙1 定義集 ハ-	「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、本基本契約、設計建設工事契約、開業準備業務委託契約、運営・維持管理協定の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。	「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、疫病その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、本基本契約、設計建設工事契約、開業準備業務委託契約、運営・維持管理協定の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

●設計建設工事請負契約書(案)

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
22	第71条	発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書(別記第12号様式)に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。	発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条および基本契約第18条の規定にかかわらず、仲裁合意書(別記第12号様式)に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

●運営・維持管理に関する基本協定書（案）

ページ	項目	令和5年11月17日版の記載	令和6年1月12日版の記載
10	第31条2	甲は、前項の書面を受け取ったときは、損害等の確認を行ったうえで、基本契約書第15条に基づき、甲乙協議のうえ損害等に対する費用負担等を決定するものとする。	甲は、前項の書面を受け取り、損害等の確認を行ったうえで、不測事態が不可抗力によるものと認めるときは、第9条第1項の規定にかかわらず、基本契約書第15条に基づき、甲乙協議のうえ損害等に対する費用負担等を決定するものとする。